

## 『令和6年度宮崎市立中学校「地域部活動指導員」人材バンク登録要項』

令和6年1月

宮崎市教育委員会

### 1 趣旨

中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導員の不足等の課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が出てきている。

宮崎市教育委員会では、部活動指導体制の充実を推進し、部活動指導の質的向上を図るとともに、現在部活動を担当する教員の負担軽減のために、令和6年度宮崎市立中学校「地域部活動指導員」人材バンク登録者の中から宮崎市立中学校に地域部活動指導員を配置する。

### 2 募集職名

地域部活動指導員

### 3 募集部活動種目

・軟式野球 ・陸上 ・駅伝 ・サッカー ・バスケットボール ・バレーボール  
・卓球 ・ソフトテニス ・バドミントン ・ソフトボール ・水泳 ・弓道  
・剣道 ・柔道 ・ラグビー ・新体操 ・ハンドボール ・サーフィン ・テニス  
・ダンス ・吹奏楽 ・合唱 ・美術 ・パソコン

### 4 募集人数

制限なし

### 5 年齢

18歳以上の者（学校教育法第1条に規定する高等学校、その他これに類する学校に在学する者を除く）。

### 6 登録期間

登録申請日より令和7年3月31日まで

### 7 資格・要件

スポーツ・文化・科学に関する部活動に関わる専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有するとともに、次の（1）（2）を満たし、（3）～（9）のうち、いずれかに該当する者。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に掲げる欠格事項に該当しない者

- (2) 本業がある場合、地域部活動指導員の勤務時間を合わせて、勤務の合計時間が原則1日8時間及び週40時間（時間外勤務含む）を超えない者
- (3) 当該種目等の専門的な知識を持っており、3年以上の経験を有する者
- (4) 当該種目等の専門的な知識を持っており、1年以上の生徒への指導経験を有する者
- (5) 教員免許を取得しており、当該種目等における生徒への指導経験を有する者
- (6) 公認指導者資格（競技団体、文化芸術団体等）を取得しており、当該の種目等における生徒への指導経験を有する者
- (7) 学校教育法第1条に規定する学校において部活動の指導経験を有する者
- (8) 学校長が適任であると判断する者
- (9) 文化・社会体育等の関係団体から推薦を受けた者

## 8 職務内容

- (1) 地域部活動指導員は次に掲げる部活動に関わる業務を単独で行うことができる。
  - ア 実技指導（学校内及び学校外）
  - イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
  - ウ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率（宿泊を伴わないもの）
  - エ 用具・施設の点検・管理
  - オ 部活動の管理運営（会計管理：学校職員と連携）
  - カ 保護者との連絡
  - キ 年間・月間指導計画の作成
  - ク 生徒指導に係わる対応
  - ケ 事故・怪我が発生した場合の現場対応
  - コ 教育委員会が指定する研修会等への参加
- (2) 当該部活動の顧問・副顧問と日常的な情報共有を行い、連携を図ることとする。

## 9 勤務条件等

- (1) 身分  
宮崎市会計年度任用職員
- (2) 任用期間  
任用開始日より令和7年3月31日
- (3) 勤務エリア  
宮崎市内全域
- (4) 報酬等  
時給1,600円（通勤手当なし）
- (5) 勤務日

原則週1回、学校長が認める日（土日のいずれか）

(6) 勤務時間

1か月に最大活動時間 16 時間

10 登録申請方法

別紙の「令和6年度宮崎市立中学校『地域部活動指導員』人材バンク登録申込書」を提出する。

\*『宮崎市立中学校「地域部活動指導員」人材バンク登録申込書』(PDF:44.0 KB)

\*『宮崎市立中学校「地域部活動指導員」人材バンク登録申込書』(Excel:20.0 KB)

注) 上記申込書は、ファイル形式が異なりますが、同一内容です。いずれか一つを選んで提出してください。

提出方法は、次のいずれかとする。(送付先・アドレス：次項「14 問合せ先」を確認)

ア QRコード(右記)：Googleフォームへの入力

イ メール(登録申込書を添付)

ウ 郵送(登録申込書)

エ 持参(登録申込書)

オ FAX(登録申込書)



11 登録及び内定(採用)

- (1) 人材バンクに登録した者の中から、競技性・競技歴・指導経験等を鑑みながら、随時面接を実施する。
- (2) 宮崎市教育委員会による面接を経て、適正であると認められた者を内定とする。
- (3) 内定者は、配置中学校校長及び各中学校の部活動顧問と面談及び情報交換を行う。
- (4) 内定者は、活動(指導)に向けての研修を受講する。

12 人材バンクの登録変更及び辞退について

住所等、登録内容に変更、もしくは辞退する場合は、「宮崎市立中学校『地域部活動指導員』人材バンク登録内容変更・取下げ依頼書」を提出する。

\*『宮崎市立中学校「地域部活動指導員」人材バンク登録内容変更・取下げ依頼書』(PDF:24.0 KB)

\*『宮崎市立中学校「地域部活動指導員」人材バンク登録内容変更・取下げ依頼書』(Excel:12.0 KB)

注) 上記申込書は、ファイル形式が異なりますが、同一内容です。いずれか一つを選んで提出してください。

### 13 その他

- (1) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、登録・採用は無効になる。
- (2) 提出書類は、受付後返却しない。
- (3) 収集した個人情報については、登録後該当中学校に共有するなど『宮崎市立中学校の「地域部活動指導員」人材バンク』に係る業務の円滑な遂行のために用い、宮崎市教育委員会及び宮崎市立中学校において関係法令に基づき適正に管理する。

### 14 問合せ先

〒889-1696

宮崎市清武町西新町1番地1 宮崎市教育委員会 学校教育課  
部活動地域連携・移行 総括コーディネーター 森 億

TEL:0985-85-1825 FAX:0985-44-1564

mail:45gakyou@city.miyazaki.miyazaki.jp